

入場無料

先着 400名様

2016年度 大阪弁護士会・知的財産シンポジウム

均等論 の現状と課題

2017年3月30日(木)

13:30~17:00(受付13:00~)

大阪弁護士会館2階ホール

均等侵害の5要件に関して、新たな解釈基準を示し、均等侵害を認容した知財高裁平成28年(2016年)3月25日大合議判決(平成27年(ネ)第10014号)が出されたことを踏まえ、当該判決の裁判長を務められた知的財産高等裁判所前所長 設楽 隆一氏と大阪大学大学院高等司法研究科教授 茶園 成樹氏をお招きし、均等論の現状と課題に関する基調講演をしていただきます。

また基調講演を踏まえて、弁護士及び企業の方も参加して、上記大合議判決の意義や当該判決が実務に与える今後の影響等に関して、パネルディスカッションを行います。

基調講演

講師 知的財産高等裁判所前所長

設楽 隆一氏

大阪大学大学院高等司法研究科教授

茶園 成樹氏

パネルディスカッション

パネリスト 知的財産高等裁判所前所長

大阪大学大学院高等司法研究科教授

日本知的財産協会・パナソニック株式会社

大阪弁護士会 会員

大阪弁護士会 会員

コーディネーター

大阪弁護士会 知的財産委員会委員長

設楽 隆一氏

茶園 成樹氏

青木 潤氏 (弁理士)

岩谷 敏昭氏 (弁護士)

池下 利男氏 (弁護士)

松本 好史氏 (弁護士)

均等論の現状と課題

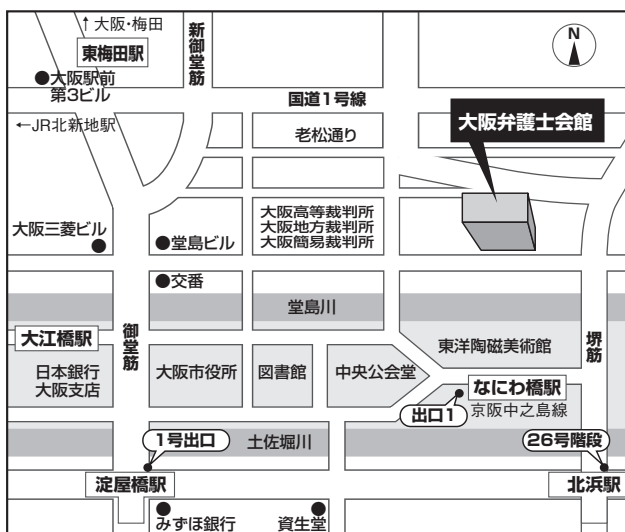
基調講演

講師 知的財産高等裁判所前所長
設楽 隆一 氏
 大阪大学大学院高等司法研究科教授
茶園 成樹 氏

パネルディスカッション

パネリスト 知的財産高等裁判所前所長 **設楽 隆一 氏**
 大阪大学大学院高等司法研究科教授 **茶園 成樹 氏**
 日本知的財産協会・パナソニック株式会社 **青木 潤 氏** (弁理士)
 大阪弁護士会 会員 **岩谷 敏昭 氏** (弁護士)
 大阪弁護士会 会員 **池下 利男 氏** (弁護士)
 コーディネーター **松本 好史 氏** (弁護士)
 大阪弁護士会 知的財産委員会委員長

2017年3月30日 **木** 13:30~17:00
 (受付13:00~)



大阪弁護士会館2階ホール

Access(交通)

〒530-0047
 大阪市北区西天満1-12-5 大阪弁護士会館

- ・京阪中之島線「なにわ橋駅」下車 出口1から徒歩約5分
- ・地下鉄・京阪本線「淀屋橋駅」下車 1号出口から徒歩約10分
- ・地下鉄・京阪本線「北浜駅」下車26号階段から徒歩約7分
- ・JR東西線「北新地駅」下車 徒歩約15分

申込方法

① FAX参加申込書 FAX番号 **06-6364-1255**

ふりがな		TEL	
氏名			
企業・団体名		参加人数	人

② ホームページからもお申込みできます。

● 大阪弁護士会

http://www.osakaben.or.jp/event/2016/2016_0330.php



※本票による出席の確認は当日配布資料の準備のために行っております。ご記載いただいた個人情報は、参加確認の目的以外には使用いたしません。
 ※ご不明な点は、大阪弁護士会(担当:堀井)まで御連絡ください。[連絡先:06-6364-1238]
 ※お申込は先着順(定員400名)とします。お早めにお申し込みください。お申込をもって受付とさせていただきます。参加票等の発行は致しません。
 定員400名を超える場合は、ご連絡させていただきます。